

平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会社名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

本日、大和証券株式会社よりプレスリリース「株式等の配分に係る基本方針の改正について」を発表いたしましたので、ご報告申し上げます。

以 上

平成 30 年 9 月 14 日

各 位

大和証券株式会社

株式等の配分に係る基本方針の改正について

大和証券株式会社（以下、大和証券）は、「株式等の配分に係る基本方針」の改正を行ない、平成 30 年 10 月 1 日以降に抽選参加の申込みを開始する銘柄より適用いたします。

大和証券では、金融・資本市場を通じて社会及び経済の発展に資することを使命としており、募集株式等のお客様への配分にあたっては、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、証券の流通促進を図り、金融商品市場の拡大・発展に寄与していくことが当社の使命であると認識し、公正な配分に努めることを基本方針としています。

このたび、新規公開株式の抽選による配分につきましては、新たな投資家層の拡大を図りつつ、長期・安定株主層の形成を促すため、プレミアムサービスのお客様のステージ、又はお客様の保有する交換ポイントに応じて当選確率が変動する「チャンス抽選」の配分割合を最大 10%に拡大し、平等な抽選を含めた抽選配分割合を最大 25%まで拡大することといたします。

改正内容の詳細は次頁の新旧対照表をご参照ください。

■ 改正後の「株式等の配分に係る基本方針」

<http://www.daiwa.jp/products/pdf/equity/180914_press.pdf>

株式等の配分に係る基本方針 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(1) 新規公開株の抽選による配分（不動産投資信託証券を含みます。以下同じ。）</p> <p>新規公開株につきましては、個人のお客様への販売予定数量のうち <u>20%*</u>を、抽選により個人のお客様に配分させていただきます。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。</p> <p><u>※抽選へのお申込数量が個人のお客様への販売予定数量未満の場合、抽選による配分の割合は10%とし、③の当選確率が変動する方式での抽選は行わないことといたします。</u></p> <p>① (省略)</p> <p>②発行価格等決定日に行う抽選にあたっては、購入概算代金の残高を確認できるお申込みに対して、当社システム内において機械的に無作為に番号を割り当て、その番号の小さい順に個人のお客様への販売予定数量の15%分の当選を決定いたします。</p> <p>③続いて、②で当選されなかったお客さまを対象に、個人のお客様への販売予定数量の <u>5%分</u>につきまして、当社のプレミアムサービスのお客様のステージ、又はお客様の保有する交換ポイントに応じて当選確率が変動する方式で当選を決定します。</p> <p>④～⑥ (省略)</p>	<p>(1) 新規公開株の抽選による配分（不動産投資信託証券を含みます。以下同じ。）</p> <p>新規公開株につきましては、個人のお客様への販売予定数量のうち <u>15%～25%</u>を、抽選により個人のお客様に配分させていただきます。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②発行価格等決定日に行う抽選にあたっては、購入概算代金の残高を確認できるお申込みに対して、当社システム内において機械的に無作為に番号を割り当て、その番号の小さい順に個人のお客様への販売予定数量の <u>15%分^{※1}</u>の当選を決定いたします。</p> <p><u>※1 個人のお客様への販売予定数量が20億円以上の場合、10%といたします。</u></p> <p>③続いて、②で当選されなかったお客様を対象に、個人のお客様への販売予定数量の <u>10%分^{※2}</u>につきまして、当社のプレミアムサービスのお客様のステージ、又はお客様の保有する交換ポイントに応じて当選確率が変動する方式で当選を決定します。</p> <p><u>※2 抽選へのお申込数量が個人のお客様への販売予定数量未満の場合、5%といたします。</u></p> <p>④～⑥ (現行どおり)</p>

手数料など諸費用について

- 株券等を募集等にて購入する場合は、原則として購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券を購入する場合、外国金融商品取引所等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生する場合があります。※
- 購入にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

お取引にあたってのリスクについて

- 価格の下落・発行者の信用状況の悪化・通貨価格の変動等により、投資元本を割り込むことがあります。

※ 現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

以 上

お問い合わせ先 :

大和証券グループ本社 広報部 鈴木・青山・大橋・桑原・上岡 (Tel. 03-5555-1165)